

除斥期間と時効の競合をめぐる二つの問題点の考察

——担保責任の期間制限及び商法七九八条をめぐる

平野 裕 之

除斥期間と時効の競合をめぐる二つの問題点の考察（平野）

- 一 はじめに
- 二 除斥期間と普通時効期間及び起算点 1——瑕疵担保責任について
- 三 除斥期間と普通時効期間及び起算点 2——売主の瑕疵担保責任以外の事例
- 四 商法七九八条と民法七二四条の関係について
- 五 おわりに

一 はじめに

本稿は、二重の時効期間論についての前稿⁽¹⁾で扱えなかった、売主の担保責任等についての除斥期間と時効（本稿では「時効」とは消滅時効の意味で用いる）の関係、及び、民法七二四条と商法七九八条の関係について検討するものである。

除斥期間と時効との関係については、除斥期間のみによって規律され除斥期間をクリアしたら期間制限がなく
なるのではなく、時効が併存的に適用される。この結論は、後述の平成一三年判決の認めるところであるが、除
斥期間をクリアした時点から時効にバトンタッチがされるのか、それとも除斥期間と時効とが併存的に進行する
のかについては、異説も提案されている。この点を含めて残された問題点を検討してみたい。また、商法七九八
条については民法七二四条との関連が議論されており、後述の平成一七年判決をめぐって議論も蓄積されてきた
ので、このあたりで二重の期間論を踏まえて検討をしてみたい。

二 除斥期間と普通時効期間及び起算点1——瑕疵担保責任について⁽³⁾

1 除斥期間と時効期間の競合

(一) 最判平成一三年一月二七日民集五五卷六号一三一頁(平成一三年判決)

表記判決(以下、「平成一三年判決」という)は、民法五七〇条の準用する民法五六条三項と普通時効期間
及び起算点との関係を扱った唯一の最高裁判決である。民法五六条三項の「一年の期間制限は、除斥期間を規
定したものと解すべき」(最判平成四年一〇月二〇日民集四六卷七号一一二九頁。本稿の判決文の傍点は全て筆
者による)であり、平成一三年判決は、これとは別に民法一六六条一項を起算点とする民法一六七条一項の一〇
年の消滅時効の併存的適用を認めている。原審判決は、瑕疵担保責任は、法定責任であり売買契約上の債務とは

異なるものであるから、「民法一六七条一項の適用はない」としたが、最高裁はこれを破棄し民法一六七条一項が併存的に適用されるものとし、かつその起算点を「買主が売買の目的物の引渡しを受けた時」と判示したのである。その理由は、「買主が売買の目的物の引渡しを受けた後であれば、遅くとも通常の消滅時効期間の満了までの間に瑕疵を発見して損害賠償請求権を行使することを買主に期待しても不合理でない」ことである。⁽⁴⁾

（2）通説も普通時効期間の併存的適用は肯定

売主の担保責任が、短期の除斥期間とは別に原則的な時効規定（起算点及び期間）の適用を受けることは、起草者も認めていたところである。一部他人物の担保責任についてであるが、法典調査会において磯部四郎委員により民法草案五六六条（現行五六四條）をめぐって、事実を知ったのが相当に遅い場合には時効にかかるのかという質問が出されたのに対して、梅起草委員はこれを肯定している。⁽⁵⁾

瑕疵を知ってから一年以内の行使が必要のほか、「目的物の受領後信義則上相当な期間を経過した場合も同様である」とのみ言及する論稿もあるが、平成一三年判決の前から、時効の一般規定が適用されることは学説によって当然視されていた。⁽⁷⁾平成一三年判決後、判例評釈を中心にこの問題が議論の俎上に乗せられるようになり、民法五六六条三項の除斥期間とは別に、民法一六六条一項を起算点とする民法一六七条一項の一〇年（ないし商法五二二条の五年）の消滅時効が適用されることは今や異論はない。⁽⁸⁾しかし、この問題をめぐる学説上の争いが一切解決されたわけではなく、新たな争点が掘り起こされており、本稿はそれらを検討したい。

なお、瑕疵担保による損害賠償請求権についても商法五二二条を適用すれば時効期間は五年になるが、この点について各所でいちいち言及することは省略する。一〇年（五年）という表記はこの趣旨である。

2 除斥期間内に権利行使があつた場合

解除がされた場合に生じる原状回復請求権の時効については、解除時から起算するか（二段階説）、解除前から起算するか（一段階説）の議論があるが、これは措く。そこで、損害賠償請求に限定して考察するが、買主が瑕疵発見より一年以内に損害賠償請求をした場合、これにより除斥期間による権利消滅は回避されるが、これより除斥期間から時効の規律へとバトンタッチがされ、この時点で初めて時効が起算されるのか、それとも、時効が当初から除斥期間と併存的に進行するのであろうか。

(1) 併存進行説

まず、物の引渡しから（この点は次の3に述べる）時効は起算され、民法五七〇条、五六六条三項の権利行使が時効中断事由に該当しない限り、引渡しから一〇年（五年）を過ぎれば時効が完成すると考えるのが通説である。⁽⁹⁾ 後述の様に民法五六六条三項の権利行使がなくても、民法一六七条一項の時効は起算され完成することを認めるならば、民法五六六条三項の権利行使があつても、時効中断事由が認められなければそのまま進行した時効はゼロからリセットされることはない。⁽¹⁰⁾ 私見としてはこの立場を支持したい（私見については後述）。

(2) 二段階説

これに対し、金山教授は、まず民法五六六条三項の除斥期間が適用され、これがクリアされて民法一六七条一項の普通時効期間が起算されるものと段階的に適用することを提案する。民法五六六条三項の適用が権利行使に

よりクリアされて初めて民法五六六条三項の除斥期間の適用が排除され、それと同時に時効が起算されると考えようである。⁽¹¹⁾確かに、解除による原状回復請求権ならば二段階説でよい。ところが、損害賠償請求権は既に成立しているのである。なぜ民法五六六条三項の適用がある限りその適用ないし進行が停止せられるのか疑問である。民法五六六条三項が権利行使により排除されて初めて時効が起算されるのであれば、買主が瑕疵を知らないかぎり除斥期間も起算されず、時効も適用できないという不都合が生じてしまう。⁽¹²⁾

3 普通時効が先に完成する場合——民法一六六条一項の起算点

(1) 学説の状況

民法五六六条三項の一年の除斥期間は、民法五七〇条への準用により買主が瑕疵を知った時から起算される。もし除斥期間のみにより規律するのであれば、買主が瑕疵を知るまで除斥期間は起算されずいつまでも権利が存続してしまう。そのため、条文では明言はされていないが、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権には、民法五六六条三項とは別に民法一六七条一項の一〇年（五年）の普通時効期間が適用され民法一六六条一項の起算点から起算されると考えられている。⁽¹⁴⁾では、瑕疵担保による損害賠償請求権の時効の起算点はいつと考えるべきであろうか。判例（平成一三年判決）⁽¹⁵⁾が目的物の引渡時から時効を起算していることは先に述べた通りであり、以下では学説を紹介しよう。

この問題は、①いつ瑕疵担保責任が成立するのか、そして、②民法一六六条一項の起算点に主観的事情を考慮することが許されるのか、という二つの議論にかかわるものである。民法一六六条一項については、当初の判例

は法律上の障害がないことと理解し（客観的起算点）、①権利を知らないし②権利行使を期待できないといった事実上の障害は、起算点では考慮されず（①を考慮するのが主観的起算点）、②については一定の事由に限定して完成停止事由として認められているに過ぎない（民法一五八条～一六一條）。ところが、戦後の判例は、民法一六六条一項の起算点につき客観的起算点の緩和を認めている。ここでは、事実上の権利行使期待可能性を起算点について考慮するという広い一般論が宣言されており、権利行使期待可能性を基礎づける事由に①まで含ませるかのようであり、実際、保険金請求権の時効が問題となった事例において、①の主観的起算点の考慮を認めている（注(1)文献参照）。

この点については、判例が民法一六六条一項の解釈として主観的起算点を広く認める趣旨なのかは明確ではない。瑕疵担保責任における損害賠償請求権につき、民法一六六条一項の起算点をいつと考えるべきかについて、これまで出された学説は以下の三つに整理できる。

(a) 売買契約時起算説　まず、さしたる議論のされていなかった平成一三年判決前の学説では、瑕疵担保責任が契約と同時に成立し、瑕疵担保責任に基づく権利の時効の起算を認めるという考えが採用されていた。⁽¹⁵⁾民法一六六条一項の起算点について法律上の障害がないことと理解する限り、特定物売買では、契約時に損害賠償請求権また解除権が成立し、その時点＝契約時から時効が起算されると考え、これに客観的起算点をあてはめた解決である。⁽¹⁶⁾現在では支持者はいないと言つてよい。

(b) 引渡時起算説　平成一三年判決では、①民法一六七条一項が適用になるのが争点とされたが、②民法一六七条一項の適用が肯定された後の民法一六六条一項の起算点はいつになるのかが問題になるため、平成一三年判決は、①につき適用を肯定しつつ、②について「引渡し」の時と判断しその理由を説明している。先に

述べたように、目的物引渡後は「瑕疵を発見して損害賠償請求権を行使することを買主に期待しても不合理でない」というのがその理由である。

既に最判昭和四五年七月一五日民集二四卷七号七七頁等により、民法一六六条一項の起算点につき法律上の障害のみならず事実上の権利行使期待可能性が考慮されており、上記の引用部の「期待しても不合理でない」という下りはそれを意識した説明といえる。しかし、平成一三年判決で考慮されているのは主観的起算点の問題である。判例は主観的起算点の問題と権利行使期待可能性の問題とを区別せず、後者に前者を含ませて考慮している印象を受ける。平成一三年判決はそのよい例である。しかし、この点は特に深く論じられることなく、多くの学説は平成一三年判決の引渡時説を支持している。⁽¹⁷⁾

但し、引渡時説も、引渡時を起算点としつつ、場合によっては時効の援用を援用権の濫用として退ける可能性を認めている。⁽¹⁸⁾ この立場では、主観的起算点の問題は援用権の濫用による解決に解消されることになる。

(C) 引渡時起算原則説 学説には、更に起算点を「瑕疵を知りうる時」とする趣旨から、場合によっては引渡し以降を起算点とする可能性も認める主張がある。また、引渡時とするのは瑕疵を発見して権利行使が期待可能になるという趣旨であるとすれば、引渡しだけでは期待できないケースについては本判決の射程外と評する学説もある。⁽²⁰⁾ 田中教授は、物的瑕疵については引渡時を起算点としてもよいが、平成一三年判決の事案の法律上の瑕疵については、引渡しによって瑕疵を発見することが期待できるように状況に変更があるわけではないので、判例に反対し引渡し以後とする可能性を示唆する。⁽²¹⁾ この一連の考えは、主観的起算点を民法一六六条一項の解釈として容認するものといえ、この理解では、時効がいつまでも起算されない事例が生じるため、更にそれを制限する二重の時効期間が必要になるが、この点は沈黙している。

(2) 本稿の立場——前稿の結論の適用

(ア) 瑕疵担保責任の成立時期⁽¹²⁾

(a) 修補可能な場合

私見は瑕疵担保責任を適合物給付義務違反と構成し債務不履行についての特則規定と理解するので、特定物に契約時に瑕疵があっても、修補可能であれば引渡し期日までに修補をした上で目的物を引き渡せば債務不履行にはならず、瑕疵担保責任は成立しない。履行期に瑕疵ある物を引き渡すことが債務不履行になるので、契約時に瑕疵があっても履行期までに修補をして瑕疵のない物を引き渡せば債務不履行はないことになる。その意味で、特定物でも修補可能な限りは、瑕疵担保責任が成立するのは履行期以降に瑕疵ある物を引き渡した時になる。

従って、特定物でも修補可能であれば瑕疵ある物を売っただけでは足りず、瑕疵あるまま引き渡して初めて債務不履行になり瑕疵担保責任が成立する。契約時には未だ損害賠償請求権が成立していないので、契約時から民法一六七条一項の時効を起算することはできない。引渡前でも、買主が瑕疵に気がつけば履行期までに修補をした上で引き渡すよう求めることができるが、修補請求権は瑕疵担保責任の効果として成立するのではなく契約上の履行請求権に過ぎない。また、買主が瑕疵を理由に受領を拒絶し修補を求めた場合、完全物の「引渡義務」の履行遅滞が問題になるだけである。

(b) 修補不能の場合

これに対して、瑕疵が修補不能な場合には、原始的履行不能となるので契約と同時に債務不履行（履行不能）を問題にでき、損害賠償請求権また解除権は契約と同時に発生する。そのため、この場合に、民法五六六条三項の除斥期間は瑕疵を知るまで起算されないので、契約と同時に損害賠償請求権が成立するとしても不都合はないが、民法一六七条一項の時効については、民法一六六条一項の起算点を客観的起算点

として貫いて契約時から起算してよいのかは問題になる。この点も含めて民法一六六条一項の起算点について次に検討してみよう。

（イ）民法一六六条一項について——前稿の結論の適用

主観的起算点については、別稿（注一論文）で論じたように、民法一六七条一項等の原則的時効期間については民法一六六条一項の起算点を主観的起算点により運用できると考えている。但し、不法行為に基づく損害賠償請求権とは異なり、三年ではなく一〇年（五年）でありまた被害者救済という特別の考慮もいらないため、現実認識は必要ではなく認識可能性があればよい。そうすると、原則として引渡時に認識可能性が与えられるが、引渡後も認識可能性が認められない特段の事情がある場合には（それを主張する者に証明責任あり）、認識可能性が認められるまで時効は起算されない。その場合に永遠に時効が起算されず完成しないのではなく、民法一六七条二項の二〇年を適用しこれには客観的起算点を適用するので、損害賠償請求権の成立時から二〇年のデッドライン期間による時効が認められる。

4 種類物売買の場合

種類物売買の場合には、判例によれば買主による履行認容がない限り（履行認容がされた場合については注①6）に言及した）瑕疵担保責任の規定は適用にならず、債務不履行の一般規定により規律され、損害賠償請求権も民法一六六条一項及び民法一六七条一項により規律されることになる。この点、起算点については、主観的起算点を否定すれば、買主が瑕疵を知り得たか否かは問わずに引渡時から起算されるが、これを考慮しても認識可能性

でよいと考えれば原則として引渡時から起算されよう（民法一六六条一項と民法一六七条一項「商法五二二条」だけによって規律される）。他方、私見では、種類物売買についても目的物の引渡後には瑕疵担保責任の適用を認めるので、民法五六条三項が適用され、更に先に述べた主観的起算点からの一〇年（五年）の時効期間、客観的起算点から二〇年のデッドラインとしての時効期間が適用されることになる。

三 除斥期間と普通時効期間及び起算点2——売主の瑕疵担保責任以外の事例

1 一部他人物売買

一部他人物売買において、原告が転売先から代金減額請求を受けこれを支払った後、自己の売主に対して代金減額請求をしたため、民法五六条の一年の起算点の事実を知ったといえる時期の解釈と共に、一〇年の普通時効期間が適用になるかが問題とされた事例を扱う東京地判平成八年八月二六日判タ九八一号一三〇頁がある。本判決は、数量指示売買に関する後述2の大阪高判昭和五五年一月一日（民法一六七条一項の適用を認める）との差を以下のように説明して、「買主が一般履行不能の事実を知った時から一年内に行使すれば足り、その他に一〇年の消滅時効期間の制限には服しない」と、別個に時効が起算・完成することを否定する（普通時効が先に完成する事例）。

「数量指示売買の場合には、買主において実測することによって容易に数量不足を知ることができるから、

一〇年間以上も右実測をしなかったことの有責性をもって消滅時効による期間制限を根拠づけることができるかもしれないが、本件のように、被告から現実の引渡しを受けた土地部分に本件係争土地が含まれており、売買契約書に表示された公簿面積にも本件係争土地が含まれていたというような場合には、買主において、本件係争土地が他人所有であることを調査確認することは極めて困難であり、本件係争土地の占有経過等の詳しい事情を知らない原告としては、別件所有権確認請求訴訟の結果を待つより他なかった」。

瑕疵担保同様に、民法五六四条についても普通時効期間また起算点が適用になることは、古くから異論なく認められてきたところである。⁽²³⁾ この判決後いくつかの評釈が出され、事例判決であり事案の解決として妥当であるとし、また、一部他人物と数量不足の事例で差を設けることにも賛成する意見、⁽²⁴⁾ また、この事案で買主を保護した結論に賛成するが、他に交渉による時効の進行停止という構成の可能性を示唆する意見もある。⁽²⁵⁾ 私見としても瑕疵担保における異なる解決をする必要はないと考える。損害賠償請求権については、民法五六四条の除斥期間とは別に、当然に引渡時から一部他人物の認識可能性を認めるのではなく、一部他人物についての認識可能時から一〇年（五年）の時効を起算し、⁽²⁶⁾ 他方、契約時から二〇年の時効を起算し、二重の時効期間に服せしめるべきである。但し、解除または代金減額請求により代金の返還請求権が成立し、代金の返還請求権については二元構成を採れば、解除または代金減額請求がされた時から民法一六七条一項の時効期間が起算されることになる（解除権または代金減額請求権は別に民法一六七条一項の制限に服する）。

2 数量指示売買

一部他人物売買と同様の担保責任は数量指示売買における数量不足についても認められており（民法五六四條が五六五條により準用されている）、本稿の問題も同様には当てはまる。この点、大阪高判昭和五五年一月二一日判時一〇〇〇号九六頁は代金減額請求権が引渡しから一〇年の時効にかかることを認めている。⁽²⁷⁾民法一六六條一項の起算点でありながら、検査ができるようになってから即ち引渡しを受けてから起算することも明言している。この問題も瑕疵担保について述べたのと同様に考えるべきである。

3 請負人の瑕疵担保責任

売買の瑕疵担保責任とは異なり、請負の瑕疵担保責任についての民法六三七條及び六三八條は除斥期間とは考えられているが、起算点が引渡しとされ、期間も目的物により一年、五年また一〇年に分かれる。

まず、主観的起算点が採用されていないので時効が先に完成することはありえないように見えるが、一つ気にかかるのは、一〇年の除斥期間については、時効につき商法五二二條の適用を認めれば五年の時効が先に完成することがありうるのではないかということである。しかし、同じ起算点で除斥期間よりも時効が先に完成するというのは異常である。時効については、民法一六七條一項のみを適用し、一〇年内に権利行使がありそれが時効中断事由に該当する限り、一〇年の時効が再進行するだけと考えるべきである。

除斥期間内に権利行使が認められるが時効中断が否定される事例については、除斥期間がクリアされた以降は

時効のみにより規律されることはここでも変わらない。除斥期間の起算点が引渡時となっているので起算延期に対処するために民法一六七条二項の二〇年のデッドライン期間を更に適用する必要はない。

4 使用貸借及び賃貸借における費用償還請求権等

使用貸借についての民法六〇〇条は（民法六二一条により賃貸借に準用される）、「契約の本旨に反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び借主が支出した費用の償還は、貸主が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならぬ」とされている。起草者は、時効の章以外の規定については、時効については時効である旨を明記し、時効以外については時効とは表示しないで区別したというのであるから、この規定は除斥期間となる。⁽²⁸⁾しかし、主観的起算点ではないので先に普通時効が完成するということはないが、裁判外でも「請求」すれば、除斥期間はクリアし時効期間による規律を受けることになる点は担保責任におけると同様である。この点は殆ど議論がなく、判例もない。⁽²⁹⁾私見としては、ここでは主観的起算点が問題になることはないので、支出時から一〇年（五年）の時効が起算され、客観的起算点による二〇年の消滅時効が適用されることは事実上考えられない。

その他、商法五六六条一項等の一年については「時効」と明記されているのでよいが、遺失物拾得者の費用償還請求及び報労金支払請求は、「物件が遺失者に返還された後一箇月を経過したときは、請求することができない」（遺失物法二九条）ことになっており、「時効」と規定されておらず除斥期間と考えられる。そのため、一カ月以内に権利行使がされたならば、瑕疵担保同様に成立から一〇年の時効により規律されることになる。

四 商法七九八条と民法七二四条の関係について

1 最判平成一七年一月二一日民集五九卷九号二五五八頁（平成一七年判決）

不法行為による損害賠償請求権の時効については、特別規定が設けられていない限り民法七二四条が適用になる（国賠法、自賠法等）。特別規定があれば、その規定によって規律される（製造物責任法五条、鉱業法一一五条等）。ところが、不法行為法上の損害賠償請求権についての時効規定であるが、商法七九八条一項は「共同海損又ハ船舶ノ衝突ニ因リテ生シタル債権ハ一年ヲ経過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」と規定し、民法七二四条との関係が必ずしも明確ではない。

①これは民法七二四条前段の期間だけの特則で、商法七九八条を民法七二四条にはめ込んで、損害及び加害者を知った時から一年、海難事故の時から二〇年の時効という趣旨か、それとも、②全面的に民法七二四条を排除して、起算点は民法一六六条により海難事故——による損害賠償請求権成立——の時とする趣旨であろうか。前者のように考えるのはあまりにも技巧的であろう。他方、後者のように考えると、民法一六六条をめぐる近時の議論を見る限り主観的起算点さえ容認する可能性があり、当初とは状況が変わってきていることを考慮しなければならぬ。

最判平成一七年一月二一日民集五九卷九号二五五八頁（以下、「平成一七年判決」という）は、この問題についての初めての判決であり、⁽⁹⁰⁾商法七九八条一項は、「消滅時効の起算点については何ら規定するものではなく、消滅時効の期間について民法七二四条の特則を設けたにすぎない」、「したがって、船舶の衝突によって生じた損

害賠償請求権の消滅時効は、民法七二四条により、被害者が損害及び加害者を知った時から進行する」と判示する。先に技巧的に過ぎると評した①の解決を採用したのである。しかし、平成一七年判決は海商法学者による批判の嵐の渦中にあり、その背景には立法論的問題点もある。以下には学説を分析してみたい。

2 学説について

（1）民法一六六条一項適用説

（a）事故時起算説（民法一六六条一項適用説1） 商法七九八条一項は、旧商法九七六条は海事事件一般について「之ヲ主張スルコトヲ得ル日ヨリ起算シテ一年ヲ以テ時効ニ罹ル」と規定していたのを承継したものである。商法七九八条は、海難事故という特殊性から証拠保全が困難であり、また、関係者も国境を越えて登場するため、なるべく短期にかつ画一的に権利関係を確定する必要があるために導入されたものであり、各国に同様の規定がありまた条約にも同様の規定が置かれている（後述）。このような背景から、海商法学の通説は、商法七九八条は民法七二四条の適用を全面的に排除するものであること、起算点については民法一六六条一項の客観的起算点の適用によることを主張する（但し、商法七九八条を根拠にする学説と民法一六六条一項を根拠にする学説とに分けて説明されることがある）。⁽³¹⁾ 即ち海難事故から一年の時効のみを認める。⁽³²⁾

一九一〇年の「船舶衝突についての規定の統一に関する条約」七条一項は「損害賠償ノ請求権ハ事故アリタル日ヨリ二年ヲ以テ時効ニ罹ル」とし、ドイツ商法九〇二条は二項で消滅時効の期間を二年とし、同九〇三条二項で、事故の発生した日の経過とともに時効の進行が開始するとしている。フランス法も海上事故に関する

一九六七年七月七日法律六七・五四五号七条一項が事故の日から二年を経過したときは時効によって消滅すると規定している。そのため起算点を海難事故の時と考えるのは比較法的に見て異例ではないが、商法七九八条の一年という期間は短すぎて立法論的に批判が強い。なお、旧六一一条一項（現行七九八条一項）の時代の判決により、本条は財産権上の損害についてのみ適用され、人身損害については適用が否定されており（大判大正四年四月二〇日民録二一輯五三〇頁）、人身損害は民法七〇九条などを責任根拠とし、時効も民法七二四条によることになる。このような制限解釈による歯止めがあるため、海商法学説は概ね平成一七年判決に概ね反対をしている。⁽³⁾

(b) 認識可能時起算説（民法一六六条一項適用説2） 他方で、平成一七年判決後は、通説同様に民法一六六条一項を適用しつつも、これを緩和することを提案する学説がある。

まず、民法一六六条一項を適用してよいとしつつも、近時の期待可能性説を考慮し、「原則としては衝突時としながら、客観的な事情から合理的な債権者においてただちに債権発生を知り得ないと認められる場合にはそれを知り得べき日、相手船不知の場合には客観的にこれを確知し得る時を起算点と解してもよいのではないか」という提案がされている。⁽⁴⁾ 但し、そうするといつまでも起算がされないという問題は避けられないことになる。⁽⁵⁾ また、民法一六六条一項によりつつも、「衝突債権の起算点は、衝突という事柄の特異性に鑑み、少なくとも衝突に典型的な事実上の権利行使の障害が止むべき時とすべきではあるまいか。加害船舶の特定に一定の日数を要することが経験則上明らかであるならば、被害者において損害発生の事実および加害者を合理的な人であれば知り得べきであった期間までは、時効は進行すべきではない」という提案もされている。⁽⁶⁾ しかし、民法一六六条一項によりつつ起算点を緩和することに対しては、多くの被害者につき起算点を画一的に確定しようとする商法七九八条の立法趣旨と抵触すると批判がされている。

(2) 民法七二四条特則説

本判決以前に、異説として、起算点について「規定がない以上、民法七二四条の適用により被害者が損害（損害発生の実態）および加害者を知った時から時効が起算される」という主張があつた。⁽³⁷⁾ この考えでは、人身損害・物的損害のいずれも等しく民法七九八条により規律されることになる。平成一七年判決が、物損・人損を分ける先例を前提とするのであれば、人損については民法七二四条が適用され、本説とは期間が一年か三年かという差が残されよう。

3 本稿の立場

民法七九八条には海難事故の責任を客観的起算点から一年に制限する政策的な趣旨が認められることは、立法の背景から明らかである。しかし、そのような法律関係の早期確定のためであれば、「時効」と明記されており解釈論としての限界を超えるかもしれないが、むしろ除斥期間と構成すべきであり、期間内に権利行使があれば併存して適用される時効期間のみが残されると解すべきである。即ち事故から一年以内に権利行使があれば、それが時効中断事由として認められなくても、除斥期間はクリアされて、以後は民法七二四条前段の三年の時効期間により規律されるべきである（中断が認められれば民法七二四条前段の三年の時効期間が再スタートする）。起算延期に対応するための民法七二四条後段は適用にはならない。故意または重過失の事例について三年は短いと思われるかもしれないが、それは不法行為一般に該当する問題である。勿論、権利行使により確定債権になれば、以降の時効期間は一〇年になる（民法一七四条の二）。但し、立法論的に一年が短いことを考えれば、判例

のように、人損については制限解釈をして適用除外とし、民法七二四条のみによることを認めてよいであろう。

五 おわりに

別稿で民法一六六条一項につき主観的起算点を解釈により認め、この結果生じる起算延期に対処するために、民法一六七条二項の二〇年の時効期間を民法一六六条一項につき客観的起算点としつつ二重に適用するという、解釈による書かれざる二重の期間制限を提案した。本稿では、民法五六六条三項の除斥期間について、この解決を組み込む提案をした。また、商法七九八条の議論については、同規定を民法五六六条三項等と同様の除斥期間の規定と解釈し直し、これに民法七二四条前段の三年の時効期間を更に適用することを提案した。いずれも新たな提案であり、債権者の保護と、除斥期間制度及び時効制度の要請とを調和させる解決として、このような解決もありうる選択肢の一つであると思われる。

注

- (1) 拙稿「消滅時効の起算点の緩和と二重の時効期間の可能性」慶應法学二八号（春日偉知郎先生退職記念号）掲載予定（二〇一四年）。
- (2) 旧民法財産取得編九九条は複雑であった（イタリア民法が参考にされた）。①「引渡」時から、②不動産は六ヶ月、③動産は三ヶ月、④動物は一ヶ月（一項）、⑤買主が瑕疵を知った場合には、その日から「其半」短縮ス但其残期カ此半ヲ超ユルトキニ限ル」

(二項)、③「買主カ意外ノ事又ハ不可抗力ニ因リテ右期間ニ隠レタル瑕疵ヲ覚知スル能ハサリシコトヲ証スルトキハ其期間ノ満了後ニ於テモ訴ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ意外ノ事又ハ不可抗力ノ止ミタル時ヨリ通常期間ノ三分一ヲ以テ新期間ト為ス」(三項)。これらは現行民法には承継されなかった。①で「引渡」を起算点としたのは、物を占有し始めてでなければ、買主は瑕疵を発見しえないからである(芦野訓和「売主の担保責任(民法五六四条、五六五条、五六六条三項・五七〇条)」椿寿夫・三林宏編著『権利消滅期間の研究』(信山社・二〇〇六年)六〇四頁以下参照)。請負の瑕疵担保とは異なり、買主保護のために除斥期間として異例であるが、買主が瑕疵を知るまで除斥期間が起算されないものとしたのである。

(3) 学説には、民法五六六条三項を消滅時効の規定と理解する主張もある(川島武宜「判批」判民昭和一〇年一二三事件、同『民法総則』「有斐閣・一九六五年」四四二頁、五七六頁以下、戒能通孝『債権各論』(巖松堂・一九四六年)一四二頁以下、広中俊雄『債権各論講義(第六版)』「有斐閣・一九九四年」六一頁、「売主の担保責任」同『契約法の理論と法解釈』一四六頁、鈴木祿弥『債権法講義(四訂版)』二五三頁「改訂版で改説」)。しかし、この立場でも、起算点が主観的起算点なので、客観的起算点による二重の時効期間が必要になることに違はない(次の曾野説も、瑕疵を知らない限り民法五六六条三項の一年の短期消滅時効が起算されないため、契約または引渡時からの普通時効期間による時効が先に完成することを認める[後記論文五七頁])。石田稷「民法V(契約法)」(青林書院・一九八二年)一三六頁以下は、形成権については除斥期間、請求権については消滅時効と分けて考えている。三宅正男『契約法(各論) 上巻』(青林書院・一九八三年)三三八頁は、民法五六六条三項の一年の除斥期間につき、瑕疵担保なるが故に特別に早期解決を促す理由は全くないとして、一年以内の権利行使は、「担保責任追及の通知、隠れた瑕疵の通知としての意味がある」という。曾野裕夫「売主担保責任の裁判外追及と期間制限——紛争交渉過程の視点から」『民法学と比較法学の諸相』(信山社・一九九七年)三一頁以下「学説の状況については、同論文三三三頁以下参照」は、時効期間と考えつつも、除斥期間では権利行使がないと消滅してしまうが、時効とした交渉を中断事由とすることで、一年以内に中断が認め

られればよいと考えている（ある意味、通知期間と構成する三宅説と共通する）。

森田宏樹「判批」『平成一三年度重要判例解説』（有斐閣・二〇〇二年）八三頁は、時代区分説の立場から、「二年の除斥期間は、『受領』後に売主の責任を追及することが許容された権利行使の猶予期間にすぎないから、その定めが消滅時効規定の適用を排除するわけではない」という。一年の除斥期間の根拠付けについての理解の差は、民法一六七条一項の適用には影響はない。

- (4) 引渡しから二一年を経過しているので時効完成を認めしたが、援用が権利濫用になるか否かを検討させるために差戻しを命じている。差戻審は援用権の濫用を否定し、買主の請求を棄却した。

- (5) 『法典調査会議事速記録四』（商事法務版）三七頁以下（なお、草案段階では時効の原則的時効期間は二〇年）。梅博士はその教科書でもこの結論を肯定している（梅謙次郎『民法要義卷之三債権編』〔大正元年版の復刻版〕五〇二頁）。

- (6) 星野英一「瑕疵担保の研究」同『民法論集第三卷』（有斐閣・一九七二年）二二二頁。

- (7) 末川博「契約法（下）」（日本評論社・一九七五年）四六頁、三宅正男「契約法（各論）上」（青林書院・一九八八年）三〇五頁、半田吉信「担保責任の再構成」（三嶺書房・一九八六年）五四頁、松岡久和「新版注釈民法（14）」（有斐閣・一九九三年）二二三頁、広中俊雄「債権各論講義（第六版）」（有斐閣・一九九四年）七三頁、後藤勇「売主の担保責任の存続期間」判タ八二二号（一九九三年）二〇頁。

- (8) 田中宏治「判批」阪大法学五五卷二号（二〇〇五年）二二五頁、潮見佳男「債権各論Ⅰ」（信山社・二〇〇二年）一四五頁、二二六頁、三林宏「瑕疵担保責任の期間制限に関する一考察」椿・三林編・前掲書七二五頁（初出は、立正法学三七卷一号一二五頁以下）。この問題は瑕疵担保責任の法的性質の影響を受けるものではないと評されている（田高寛貴「判批」法セミ四七卷五号（二〇〇二年）九九頁、森田・前掲判批八三頁）。但し、民法一六七条一項の時効についての起算点に関しては、後述のように少なからず影響はある。

- (9) 以上までに挙げた学説の他に、内田貴『民法Ⅱ（債権各論）（第三版）』（東京大学出版会・二〇一二年）二三八頁など、明言はされていなくても民法一六六条一項の解釈として除斥期間内に権利行使があるまで起算しないとは考えないのが通説といえる。
- (10) 裁判外で権利行使の意思を告げると「当該権利は保存され、そうして保存された権利は一般の時効に服する」というが、瑕疵を知らず権利行使がされなくても普通時効期間の経過により時効が完成することを認める（金山直樹『時効における理論と法解釈』〔有斐閣・二〇〇九年〕二二五頁）。
- (11) 金山・前掲書二一九頁は、これが「サイレント・マジORITY」だという。そして、解除、取消し、遺留分減殺請求権の行使と同じ扱いがされるべきであり、これらでは「二段式」の扱いが定着していることが理由とされている（二八六頁）。なお、民法五六六条三項の除斥期間は、金山教授の三つに分類する除斥期間の中の「保存除斥期間」になる（同書二一四頁）。
- (12) 吉川吉樹「判批」法協二二〇卷九号（二〇〇三年）二〇一頁（注41）は、後掲の曾野「判批」四〇頁を引用して、「請求権の場合には、権利行使の時点で新しく権利が発生すると構成することができないため、これを法技術的に構成することは難しい」と批判する。
- (13) 期間については、民法一六七条一項より一〇年（または、商法五二二条により五年）と考えるのが普通であるが、民法一二六条、四二六条、七二四条等と同様に二重期間の長期の時効期間に合わせて二〇年と考える異説もある（平井一雄「判批」金判一一五三号〔二〇〇二年〕六五頁以下）。事実を知ったといえるまでにかかりの時間が経過してしまう可能性があり、一〇年では十分ではないこと、また、「権利行使につきマキシムの期間を設定しようとした」のが本判決の趣旨であり、そうならば、二重期間の設定は民法一二六条、四二六条、七二四条の例があることから、次のように述べる。「私は、目的物や瑕疵の態様により、事実を知りうべかりし時は事案ごとにさまざまであるので、事案を総合的に判断して、あまりにも遅れてなされた権利行使は、一般条項をもってチェックすれば足りると考えるが、それが法的安定性を欠くというのであれば、前掲諸規定の趣旨から、二〇年

のマキシムの期間を法解釈として認めることでも対処できるのではないかと思慮する」という（一六五―一六六頁）。これに対する批判として、三林・前掲論文七二七頁以下参照。

- (14) これは主観的起算点を除斥期間に採用したために生じた特異な現象である。除斥期間につき権利成立から起算すれば、先に時効が完成するという問題は生じなかった。瑕疵の認否は時の経過と共に困難になっていくこと、また、善意の売主が履行済みと信賴していることを保護する必要があることから、法律関係の早期確定を目的とする趣旨からは、主観的起算点の導入は矛盾にも等しいものである（森田宏樹「債務不履行と瑕疵担保」法学教室一九三号「一九九六年」四〇頁をその時代区分説の立場から、買主が給付を履行（弁済）として認容するという意味での『受領』は売主の債務の消滅原因であるから、その後の債務不履行責任は排斥されるはずであるが、『隠れた』瑕疵の場合には、『受領』時における買主の履行認容の意思に瑕疵があったことを理由に、その例外を認めるのが妥当であり、これを認めたのが瑕疵担保責任であると理解することが合理的である」（森田宏樹「契約責任の帰責構造」『有斐閣』二〇〇二年「二九七―二九八頁」という観点から基礎づける。但し、この立場では一年を除斥期間とする必然性はなく、時効期間と解する余地もあろう。

- (15) 三宅・前掲書三〇五頁、半田・前掲書（担保責任の再構成）五四頁、松岡・前掲書二二三頁。フランスでは二〇〇五年改正前の民法一六四八条では、「速やかに」（dans un bref délai）権利行使をすることが求められていただけであり、これは除斥期間と考えられていた。そして、これとは別に売買契約時から普通時効期間（事例では民法の三〇年ではなく、商法一〇一四条の商事時効の一〇年）が適用されるものと考えられていた（Cass.com.27.nov.2001.Bull.civ.IV.n°43）。二〇〇五年改正の現行民法一六四八条一項では瑕疵発見から二年内に行使しなければならないと起算点と期間が明記された。他方、民法の普通時効は、時効期間が二〇〇八年の民法改正により五年とされている（民法二二四条）。しかし、同条では債権者が権利を知り得る時から起算することになっており、他方で権利成立から二〇年を過ぎては起算停止、中断また停止は時効を阻止しえないことになっている（民法

- 二二三二条一項）。瑕疵発見から二年というのは時効期間であり五年の時効期間が排斥され契約から二〇年というデッドラインの時効期間（*delaï banoir*と呼ばれ、権利発生時から起算され中断がなく除斥期間にも似た特殊な期間と考えられている）が適用になるのか（この二〇年の期間も適用になるとしか記述しない教科書はこの立場といえようか）、それともこれは依然として除斥期間であり、瑕疵を知りえる時から権利を知り得たということで五年の時効も起算されるのか、改正によって複雑な様相を呈している。
- (16) 不特定物売買については、判例のように債権者（買主）側の一方的な履行認容により新たに瑕疵担保責任が成立するとなると、それ以前の民法四一五条の損害賠償請求権の時効は起算されていたが白紙にされ、瑕疵担保責任に基づく権利の時効がその時点から進行することになるのか、それとも、民法一六七条一項の時効期間については一本化して引渡時から時効を起算するのであろうか、問題は残される。
- (17) 半田・前掲書（契約法）六七頁、二八四頁（瑕疵担保について）、内田・前掲書一六八頁、一五一頁、潮見・前掲書二二六頁。森田・前掲判批八三頁も、権利行使の抽象的可能性という観点から、目的物の引渡しを受けた時点から、「少なくとも抽象的には瑕疵を調査し発見しうる状態に置かれたとみることができ、特段の事情のない限り、法的にみて権利行使をおよそ期待できない事由が存するわけではない」という（但し、事情により売主による援用が権利濫用になる可能性は認める）。三林・前掲論文七二五頁以下も、例外的に起算点を引渡時以外に緩和するのではなく、援用を権利濫用・信義則の一般法理により制限しようとする。
- (18) 平成一三年判決も、このような二段階の処理によっている。①先ず、緩和された主観的起算点により、瑕疵を知れることを期待しうる時点（これを引渡時とする）、②それでも完成が認められて援用が不合理な場合には、援用権の濫用によるというものである（関智文「判批」不動産研究四四巻四号「二〇〇二年」六三頁以下は、援用権の濫用による解決を妥当視した解決をする）。画一的な起算点での処理とは別に、個別具体的な援用権の濫用という処理とを掛け合わせるものである。後述のように

私見もこれに反対はしないが、①の瑕疵を知りうる時点を常に画的に引渡時に固定することには反対である。金山直樹「判批」三「不動産判例百選」第三版（有斐閣・二〇〇八年）一五五頁は、「こうした場面を規律するために権利の濫用法理を持ちだすだけでは、余りにも判断枠組みが曖昧である」と批判する。

- (19) 田高・前掲判批九九頁。平井・前掲判批六五頁は、瑕疵を知りえないのに引渡しから一〇年で消滅時効にかかるという結論に疑問を呈する。

- (20) 曾野裕夫「判批」法学教室二六二号（二〇〇二年）一四五頁。安部勝「判批」平成一四年度主要民事判例解説（判例タイムズ社・二〇〇三年）三一頁も、判旨に賛成し、契約時を起算点とし援用権の濫用により妥当な解決を図ることも考えられるが、基準の画一化・明確化という観点からは本判決に賛成するという。

- (21) 田中宏治・前掲判批二二五頁（買主が物を占有するだけでは、法律上の制限についての買主の認識を経験則上推認しえない」、引渡し時から起算してよいのか疑問を提起する）。なお、本件は、建売業者の詐欺まがいの事件であり、不法行為に基づく損害賠償請求については判例によれば七二四条後段の除斥期間が完成していることになる。田中・前掲判批二二五頁は、起算点について異論をはさむと同時に、差戻し控訴審が時効援用権の濫用を認めなかったことを問題視する。

- (22) 森田前掲書二六四頁は、「瑕疵担保責任を、買主による目的物の受領以前に「隠れた」瑕疵であったことを理由に、目的物の「受領」後にもとくに許容されたところの一定の瑕疵なき物の給付義務（財産移転義務）の不履行責任であるという点で、債務不履行一般に対する特別であると捉える」、その時代区分説の立場から、瑕疵担保責任を債務不履行一般に対する特別として、「瑕疵修補請求権も、瑕疵を知った時から一年の期間制限（五七〇条）及び履行時から一〇年の消滅時効期間（一七六条）に服する」という。

- (23) 末弘蔵太郎「債権各論」（有斐閣・一九一八年）三九八〜三九九頁は、買主が善意のまま一般時効の期間を経過した場合には、

本条（五六四条）によるまでもなく一般時効にかかることを認める（内田・前掲書一三六頁も同様）。円谷峻「判批」NBL七三七号（二〇〇二年）六六頁は、瑕疵担保の損害賠償請求権は一般的な債権であり、一般の時効にかかるのは当然であるという。その上で、形成権である代金減額請求権が一〇年の一般の時効にかかることに反対し、原則として引渡しから消滅時効期間（一〇年、五年）を経過したならば、信義則上代金減額請求をすることはできなくなるが、事案によっては例外が認められるという。

24 松本清隆「判批」『平成一〇年度主要民事判例解説（判例タイムズ一〇〇五号）』（判例タイムズ社・一九九九年）四五頁。

25 岡孝「判批」判例タイムズ九九五号（一九九九年）三四頁。

26 五六四条の一年の除斥期間について判示した最判平成一三年二月二二日判時一七四五号八五頁が、「売買の目的である権利の一部が他人に属し、又は数量を指示して売買した物が不足していたことを知ったというためには、買主が売主に対し担保責任を追及し得る程度に確実な事実関係を認識したことを要する」と、他人物の認識について述べているのが参考になる。民法一六六条一項につき認識可能性といっても、この程度の認識は必要とすべきであろう。

27 「右代金減額請求権等の行使は、同条の定めるところに制限されるのみではなく、一般の消滅時効の規定の適用を受け、これによっても制限されるものである」。すなわち、民法五六四条「が民法総則中の消滅時効の規定の適用を排斥するものとも解せられない」。また、「そして右時効期間の始期は、買主が数量不足や一部滅失の有無を自ら検査して代金減額請求権等行使することができるはずの状態になった時、つまり目的物の引渡しを受けた時であり、その時効期間は、当該売買が商行為にあたるときは五年その余のときは一〇年である」という。なお、直截に時効が援用されたわけではないが、東京高判昭和五四年八月二八日判タ三九八号九〇頁は、「Yは、Xらが売買契約締結後長期間（X₁）につき約一二年、X₂につき約七年）を経過して本訴を提起し本訴請求するのは、民法第五六四条の立法趣旨に照らして許されないと主張するが、売買契約締結後長期間を経過したという事実のみをもって数量不足による損害賠償を請求し得ないと解すべき合理的理由を見出すことはできないから、Yの右主張はこれを

容認することができず、主張自体失当というほかない」という。時効によらなかつたのは、注六の星野論文と同様に信義則による制限によるという考えに依拠しているものといえようか。

- (28) 起草者は時効ではないと明言している（梅健次郎『民法要義巻之三債権編』「有斐閣復刻版」六二三頁以下、富井政章『債権各論完』「信山社復刻版」二五〇頁）。しかし、消滅時効と考える学説もある（川島武宜「判批」『判例民事法昭和八年度』一八頁以下、石田穰・前掲書一九九頁以下）。

- (29) 畑中久彌「使用貸借の損害賠償請求権・費用償還請求権（民法六〇〇条）」椿・三林・前掲書三九三頁以下、同「賃貸借の損害賠償請求権・費用償還請求権（民法六二二条）」椿・三林・前掲書三九九頁以下参照。法典調査会では、六〇〇条の原案は六ヶ月であるが、土方委員より、損害賠償については普通時効期間でよいのではないかとという修正案が出されたが、費用償還請求権との不均衡・不公平ということから否決される。原案では賃貸借についても準用規定ではなく、同様の規定を置きつつ期間を一年とし、使用貸借と差を設けていた。しかし、法典調査会の審議では、両者の差には深い理由はないということで、現行六二二条の議論に際して一年と修正され、現行六二二条が準用規定へと変更されたのである。なお、この規定は旧民法にはなく、現行法で導入されたものである。いずれにせよ、何故こだけ損害賠償請求及び費用償還請求が時の経過と共に曖昧になることを理由に、一年という短期の期間制限が設けられたのか、納得のいく説明が起草者によってされているとはいえない。

- (30) 第一審判決（東京地判平成一五年六月三〇日金判一二四二号四五頁）は、民法七二四条の適用を排除し民法一六六条一項によりつつも、「民法一六六条一項は『権利ヲ行使スルコトヲ得ル時』から消滅時効が進行すると定めるが、これは、単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけではなく、さらに当該権利の性質上、その権利行使が現実期待の進捗のできるものであることをも必要とする趣旨である」。「そして、現実に権利行使が期待できないにもかかわらず消滅時効期間が進行すると解するのは明らかに不合理であるから、上記の点は権利関係の早期確定を旨とする商法七九八条一項の適用についても同様と解される」。「本

件では、衝突の時点において原告が加害者を被告と特定して損害賠償の請求をすることはおよそ不可能であったといふべきであるから、この時点から消滅時効が進行すると解することはできない。こう述べて衝突時からの起算を否定している。そして、Xは遅くとも……までには本件事故の衝突相手船がY船ではないかと「疑うに足りるだけの客観的な情報は得ていた」と認められ、「その場合に、被告船の所有者が被告であることを調査するについては、それほど支障があったとは認められない」として、この時点から時効を起算し時効の完成を認めている。

なお、商法六五一一条一項（現行七九八条一項）については、山口地判大正七年五月三日新聞一四四九号二一頁が、一六六条一項を適用し、そして民法一六六条一項について当時の法律上の障害がないという原則を貫き、加害者不知という事実上の障害は起算に支障とはならないとしていた。

- (31) 商法七九八条一項がその起算点について民法一六六条一項の客観的起算点によらしめるのは、同一の船舶事故の多数の被害者につき、起算点がばらばらになることの不都合を回避して画一的な処理が必要だからであり、民法七二四条前段の起算点に組み込んだり民法一六六条一項によりつつもこれを柔軟に緩和かる学説は適切ではなく、被害者保護の問題は時効期間の問題であり（一年は短い）、起算点を明確にすべきことは切り離して考えるべきであるといわれる（箱井崇史編著『船舶衝突法』（成文堂・二〇一二年）一三七頁以下（松田忠大））。

- (32) 小町谷操三『船舶衝突法論』（岩波書店・一九四九年）二四八頁、山戸嘉一『船舶衝突論』（有斐閣・一九三二年）二八〇頁、田中誠二『海商法詳論（増補第三版）』（勁草書房・一九八五年）五二五頁「旧説を改説」、相原隆「判批」海商法研究会誌一九六号（二〇〇七年）二頁以下、松田・前掲書一三七頁以下等。但し、人身損害については商法七九八条を適用せず、民法七二四条を適用する。判例としては、山口地判大正七年五月三日法律新聞一四四九号二二頁が衝突時説を採用するが、大審院判決はない。

- (33) 箱井崇史「判批」『平成一七年度重要判例解説』（ジュリスト一三二二号・二〇〇六年）一一八頁は、「これまでの学説の議論に

照らしても相当に安易」と評する（野口夕子「判批」判例評論五七九号（判時一九五九号・二〇〇七年）三八頁以下など、例外なく海商法学者の判例評釈は批判的）。学説について詳しくは、松田・前掲一二七頁以下、柴崎暁「判批」リマークス三四号（二〇〇七年）五四頁以下に譲る。

(34) 増田史子「判批」商事法務一八六五号（二〇〇九年）二二〇頁。

(35) 館内比佐志「判批」『最高裁判所判例解説民事篇平成一七年度（下）』（法曹会・二〇〇八年）八六五頁は、民法一六六条一項を適用すると、権利行使を現実期待できる時点を取算点と認めると必ずしも画一的に消滅時効が進行を開始するとは限らないとし、二〇年の客観的な除斥期間の定めのある民法七二四条の適用よりも著期間権利関係が確定しないという不都合な結果が生じることとも予想されるという。そして、商法七九八条の趣旨に照らすと、「むしろ、衝突時から二〇年の除斥期間の経過により画一的に請求権が消滅することとなる民法七二四条の適用を排除すべきではない」という。これは調査官個人の見解にすぎないが、本件判決の関係者の解説として参考にされよう。

(36) 柴崎・前掲判批五七頁。香川崇「わが国における消滅時効の起算点・停止（2）」富山経済論集五七卷一号（二〇一一年）八二～八三頁は、本判決は昭和四五年判決における起算点確定法理と同じものであると考えていると推認されるとし、一六六条一項を適用しようと七二四条前段を適用しようと起算点に差はないことになり、何故本判決が敢えて七二四条前段の適用に肯定したのか疑問を提起している。

(37) 村田治美『体系海商法（二訂版）』（成山堂書店・二〇〇五年）二六九頁。

(38) 三木千穂「判批」静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部紀要一〇号（二〇一二年）一九五頁は、「時効についても被害者に有利な解釈がなされつつある。本判決も、その流れにあるものと言えるが、船舶の衝突に関する損害賠償請求権一般に認めるべきものであったかは疑問が残る。問題は、時効期間が一年と短すぎる点にあるとも考えられる。まずは、衝突統一条約と

の乖離としても指摘され続けてきたこの点について、早急に立法による解決を図るべきではないだろうか」という。

衝突時説のいうように、起算点の客観的起算点による画一的確定の要請はある。しかし、不法行為の損害賠償請求権について一年というのはあまりにも短く、主観的起算点ならまだしも客観的起算点から一年というのは立法論として問題がある。そのため立法による解決がなされるまでは、本文の私見のように考えるのは苦肉の策ではあるが許されるものと考えたい。早期の立法的解決（事故時から二年）が必要であるという意見には賛成である。

